

平成21年度特定侵害訴訟代理業務試験

論点 [事例問題2]

問1 起案

1. 差止請求と損害賠償請求につきそれぞれ請求の趣旨を正確に記載できるか。
2. 被告標章が本件商標に類似する根拠を具体的に論じること。
3. 不正競争防止法上の誤認混同（「愛眼」と被告標章との対比）等の論述。
4. 予想される被告からの抗弁に対する反論を、法的及び事實的観点から理由づけること。

問2 小問

- (1) A社とCとの商標権侵害共同不法行為及びその効果としての損害金2,000万円の連帯賠償責任（民法719条）。

Cの使用者であるB社の使用者責任に基づく2,000万円の損害賠償責任（民法715条1項）。

商標権侵害不法行為債権2,000万円を自動債権とし、売掛債権500万円を受動債権として対等額で相殺主張する（民法第505条第1項）。

- (2) 損害賠償の一部請求

一部請求訴訟の実務的メリット（貼用印紙額の軽減等）。

明示的一部請求の訴訟物はその一部のみとする判例理論の理解を前提として、数量的一部請求で敗訴した原告が残部請求する場合の可否とその根拠（信義則違反とする最判平成10年6月12日）。

一部請求訴訟が進行中の残部債権につき消滅時効が進行する場合と時効完成回避の方法（請求の拡張）。